

○農林省令第十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第二十二條第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十年三月三十一日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第四十條を次のように改める。

(指定有害動植物)

第四十條 法第二十二條第一項の農林大臣の指定する有害動物又は有害植物は、次の通りとする。

- いねいもち病菌
- いねもんがれ病菌
- いねしらはがれ病菌
- いねのウンカ類
- いねのヨコバイ類
- いねのメイチユウ類
- イネクロカメムシ
- イネハモグリバエ
- イネドロオイムシ
- むぎさび病菌類
- むぎうどんこ病菌
- むぎあかかび病菌
- かんきつそりか病菌
- かんきつこくてん病菌
- りんごはんでんらくよう病菌
- りんごモニリア病菌
- なしこくはん病菌
- ぶどうおそぐされ病菌
- ヤノネカイガラムシ
- クワコナカイガラムシ
- ミカンハダニ
- リンゴハダニ
- ナシヒメジシクイ
- コカクモンハマキ
- カキヘタムシ

附則

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。